

表 1 コーデックスの栄養表示におけるガイドラインにおける表示目的の NRVs の追加/改定提案に関する議論の経過(2004~9 年) (続き その 3)

Year	Session	Agenda Number	Title	Reference Document	Step	各国の対応
2009	31	4	Proposed Draft Additional or Revised Nutrient Reference Values for Labelling Purposes in the Codex Guidelines on Nutrition Labelling at Step 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Alinorm 10/33/26 para 50-87</li> <li>- CX/NFSDU 09/31/4</li> <li>- CX/NFSDU 09/31/4-Add. 1</li> <li>- CRD 4</li> <li>- CRD 10</li> <li>- CRD 12</li> <li>- CRD 20</li> </ul>	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回部会の合意に基づき、韓国座長による電子作業部会における作業の結果、“General Principles” についての修正提案および NRVs の追加/修正リストが示された。</li> <li>・まず表題タイトルについてより明確に示すため、“General Principles for Establishing Nutrient Reference Values of Vitamins and Minerals for the General Population” と修正した。</li> <li>・日本より、同 Principles の前文 (Preamble) 中の “In addition, government may establish NRVs for food labeling that take into account country or region specific factors that affect nutrient absorption or utilization.” とした内容に関連して発言し、日本の立場を説明した(過剰摂取を防ぐ目的で、ANR<sup>1</sup>に基づいて NRVs を算出していることを発言した (Alinorm 10/33/26 para. 55))。</li> <li>・定義: INL<sub>98</sub><sup>2</sup> (Individual Nutrient Level 98) is the daily nutrient intake that is estimated to meet the nutrient requirement of 98 percent of the apparently healthy individuals in a specific life stage and sex group. および、“General Population” とは、36 か月以上とすることで合意した。</li> <li>・NRVs 策定のための情報源として、FOA/WHO Vitamin and Mineral Requirements in Human Nutrition (2nd Edition, 2004) および米国の Institutes of Medicine (IOM) を用いることで合意した。</li> <li>・その他文言修正の上、本議題をステップ 5 以上に第 33 回 CAC 総会の承認を得ることで合意した。</li> <li>・NRVs の追加/修正リストについては、FOA/WHO Vitamin and Mineral Requirements in Human Nutrition (2nd Edition, 2004) および米国の IOM の数値を基に試算結果が示されたが、栄養素によっては過少あるいは過大等、事前の想定とはかなり異なった結果となったため、更に見直す必要があるとしてステップ 3 に戻し、次回会議での再検討とした。</li> <li>・韓国座長(共同座長オーストラリア)による作業部会を次回会議の直前に開催することとなった。</li> </ul>

1: ANR (Average Nutrient Requirements, CX/NFSDU 08/30/7 page 4 の脚注によると、ANR は一般的な用語で国や地域によって概念は同じでも異なる用語を使用することがある。わが国の場合は、Estimated Average Requirement (EAR)、推定平均必要量と呼ばれ、特定の集団を対象として測定された必要量から、性・年齢階級別に日本人の必要量の平均値を推定した。

当該性・年齢階級に属する人々の 50%が必要量を満たすと推定される 1 日の摂取量である)

2: INLx (Individual Nutrient Level, ANR と同様に一般的な用語で国や地域によって概念は同じでも異なる用語を使用されることがある。わが国の場合には、INLx ではなく Recommended Dietary Allowance (RDA)、推奨量と呼ばれ、ある性・年齢階級に属する人々のほとんど(97~98%)が1日の必要量を満たすと推定される 1 日の摂取量である)

表2 非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素のNRVsの設定のための原則および適用基準の策定に関する討議資料の議論の経緯 その1

Year	Session	Agneda Number	Title	Reference Document	Step	各国の対応
2007	29	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>- ALINORM 08/31/26 para170-178</li> </ul>	—*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長より第28回会議の結果から、次の2点が報告された。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1)NRVs改定の重要性が指摘され、食品表示部会に対して、非感染性疾患のリスクに関連してNRVsリストの他の栄養素(ビタミン、ミネラル以外の)への拡大等の助言を求める事で合意したこと</li> <li>2)栄養強調表示の基準において、トランス脂肪酸の強調表示の基準或いは飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の比較強調表示の制限に関する基準を検討するべきとの提案があったが、部会としての合意は得られなかったこと</li> </ol> </li> <li>・CCFL議長より、第35回CCFL(2007)の討議の結果から、次の5点が報告された。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1)栄養表示ガイドラインの目的の修正に対し十分な支持が得られなかったこと</li> <li>2)栄養表示の義務化、栄養表示に際して必要な栄養成分を拡大する件、栄養表示の形式について、新たな作業としての結論は得られなかったこと</li> <li>3)トランス脂肪酸の栄養強調表示に関する新規作業の合意には至らなかったこと</li> <li>4)現行のNRVsリストの改定に関する第28回栄養・特殊用途食品部会からの助言要請について、リストの拡大についての結論には至らなかったこと</li> <li>5)CCFLとしては、次回部会会議の直前に作業部会会議を開催し、活動計画案に含まれた全ての項目について検討予定であるということ</li> </ol> </li> <li>・本案件に関し表示部会の取り組みに関する報告を受け、CCNFSDUとしても作業部会の設置を合意した。</li> <li>・作業内容:CCNFSDUの職務としての視点から、ワーキンググループは、WHO世界戦略の実現に関わる、以下の問題について、CCNFSDUとして取り組むべき作業を検討する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>*栄養摂取基準(NRVs)、健康強調表示</li> <li>*その他、WHO世界戦略に関わるあらゆる事項</li> </ul> </li> </ul>
2008	30	8	Matters Related to consideration of the WHO global strategy on diet, physical activity and health	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Alinorm 09/32/26 para 152-154</li> <li>- CRD 1</li> </ul>	—*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国より、事前のワーキンググループでの議論が紹介され、疾病リスク低減のためのNRVs策定の原則、基準を策定する討議文書を作成し、事前ワーキンググループで議論を行ったうえで、第31回会議で検討することとした。</li> </ul>

\*: 部会の正式な作業となるには、Codex alimentarius commissionからの承認が必要である。そのための議論や書類作成の段階では、Stepがつかない。

表2 非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素のNRVsの設定のための原則および適用基準の策定に関する討議資料の議論の経緯 (続き その2)

Year	Session	Agneda Number	Title	Reference Document	Step	各国の対応
2009	31	8	Discussion Paper on the Nutrient Reference Values (NRVs) for Nutrients Associated with Risk of Noncommunicable Diseases	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Alinorm 10/33/26 para 125-154, Appendix VII</li> <li>• CX/NFSDU 08/30/7</li> <li>• CX/NFSDU 08/07-Add. 1</li> <li>• CRD 1</li> <li>• CRD 7</li> <li>• CRD 12</li> <li>• CRD 13</li> <li>• CRD 18</li> </ul>	—*	<p>・本会議直前に開かれた作業部会において、前回部会の合意に基づき米国座長(共同座長タイ)は Background paper を示し、同文書中にある複数の提案やオプシオンを要約した非感染性疾患(NCDs)のリスクと関わりのある栄養素のNRVs(NRVs-NCD)の設定の</p> <p>ための「原則案」および新規作業のための Project Document を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業部会においては、「一般集団を対象としたNCDのリスクと関わりのある栄養素のNRVsの設定」に関する新規作業提案についてほぼ合意が得られ、その Project Document の文書案を中心に検討するとした。なお、「NRVs-NCD 設定の一般原則」は栄養表示のガイドラインの付属文書となり得るとした。</li> <li>・マレーシアは、上記に同意せず、CCNFSDUはビタミン、ミネラルのNRVsに集中するべきであり、NRVs-NCD 設定のための科学は、現時点では結論が得られおらず、CCFLによるNRVs 設定の栄養素リストの拡大(飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム/食塩、添加糖類、食物繊維など)の結論を待つべきであるとした。</li> <li>・本会議において Project Document の文書案を項目毎に検討した。主な討議/合意内容は以下の通り</li> </ul> <p>[タイトル]: “diet-related” に代えて“dietary influenced” といった提案があったが、部会としては合意無く、“Proposal for new work to amend the Codex Guidelines for Nutrition Labelling to Establish Nutrient Reference Values for Nutrients Associated with Risk of Diet-related Noncommunicable Diseases for the General Population” とした。</p> <p>[目的および適用]: 36か月以上の一般集団を対象としたNCDのリスクと関わりのある栄養素のNRVsの設定のための原則および適用条件を定める事。</p> <p>[主な観点(Main aspects to be covered)]: 上記目的のため、栄養表示のガイドライン第3.4.4項の栄養素リストを改定する事であり、CCFLよりCCNFSDUに対して検討要請のあった栄養素を優先する。これに対しマレーシアおよびNGOは、飽和脂肪酸に関する検討は、CCFLでの最終結論を待つべきであるとして意見を唱えた。</p> <p>[NRVsの定義]: CCNFSDUとして、“Nutrient Reference Values are set of numerical values established and used for purpose of nutrition labelling” さらに “and are based on scientific data on nutrient requirements” また更に “and/or nutrient levels associated with risk of diet-related noncommunicable diseases.” を CCFL に対し提案、検討を要請することとした。</p> <p>[スケジュール]: 以上の合意に基づき、新規事業として2010年CAC総会に提案し、2013年CAC総会採択予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国を座長(共同座長タイおよびチリ)として電子作業部会を設置し、次回部会会議のため、表示を目的としたNRVs-NCD 設定の「原則および適用範囲」に関する討議文書(ステップ3)を作成すること、および次回会議直前の作業部会会議(米国座長、共同座長タイおよびチリ)の開催を合意した。</li> <li>・CCFLからの要請事項に対する回答:</li> </ul> <p>(1) NRVsの検討に際し、NCDのリスクに関わる栄養素として飽和脂肪およびナトリウム</p>

<p>をリストに加える。</p> <p>飽和脂肪については、その生理作用は一律ではないとして、マレーシア、タイおよび一部のNGOが反対表明し合意が得られず、また、食塩(salt)表示については、食塩表示は消費者にとって分かり易い、あるいはナトリウムと関連付けて(食塩換算等)表示するべきである等の発言があり合意には至らず。</p> <p>(2) 食塩(salt)、トランス脂肪酸、添加糖類(added sugars)に関する強調表示(claims)の基準を策定。</p> <p>(i) トランス脂肪酸については、健康上不都合な作用が科学的にも明らかであり、また飽和脂肪の表示を義務付けた場合にはかえって増加してしまう場合もあるとして強調表示基準の策定を指示する意見。一方本件はCCFLにおいても未だ検討中であり、表示を検討する場合には「栄養および健康強調表示の使用に関するガイドライン(CAC/GL 23-1997)」に示されているように飽和脂肪の比較強調表示との関わりで検討するべきであり、支持しない旨の意見。</p> <p>(ii) 添加糖類に関する強調表示の基準策定を支持する国がある一方で、他の国は原材料由来の糖類と生理的な効果やその量を分析的にを区別することは困難であることから難色を示した。食塩とナトリウムの表示についても同様の議論であった。</p> <p>(iii) 以上結局何れも部会として合意が得られず、その旨(両論併記)CCFLに報告すること、また、今後CCFLにおいて表示することを決定する際には、その表示の種類、目的、優先度等を明確にするよう求めることとした。</p> <p>(3) “the ability of nutrition labelling to address public health issues”の適用に関する原則を策定。</p> <p>“the ability of nutrition labelling to address public health issues”の適用に関する原則の策定については、CCNFSDUとして本案件の必要性は認識しているものの、現在同部会において「TNCのリスクと関わりのある栄養素のNRVsの設定のための原則」について検討していることから、これら関連する原則が策定されるまで延期した方がよいと結論した。</p>	
---	--

\*: 部会の正式な作業とになるには、Codex alimentarius comission からの承認が必要である。そのための議論や書類作成の段階では、Step がつかない。

表3 我が国とCodex規格のNRVsに関する比較

栄養成分名	日本(2005年7月1日) <sup>1</sup>		現在のCodex NRVs <sup>2</sup>		Codex NRVs案(2009年11月) <sup>3</sup>		
	数値	単位	数値	単位	Bioavailability (%)	数値	単位
Energy	2100	kcal	-			-	
Protein	75	g	50	g		-	
Fat	55	g	-			-	
Carbohydrate	320	g	-			-	
Vitamin A	450	μg	800	μg		550	μgRE
Vitamin D	5.0	μg	5	μg		5	μg
Vitamin E	8	mg	-			8.8	mg α-TE
Vitamin K	70	ug	-			60	μg
Vitamin C	80	mg	60	mg		45	mg
Vitamin B1(Thiamin)	1.0	mg	1.4	mg		1.2	mg
Vitamin B2(Riboflavin)	1.1	mg	1.6	mg		1.2	mg
Niacin	11	mg	18	mg		15	mg NE
Vitamin B6	1.0	mg	2	mg		1.3	mg
Folate (Folic acid)	200	μg	200	μg		400	ug DFE
Vitamin B12	2.0	μg	1	μg		2.4	μg
Pantothenic acid (Pantothenate)	5.5	mg	-			5.0	mg
Biotin	45	μg	-			30	μg
Calcium	700	mg	800	mg		1000	μg
Magnesium	250	mg	300	mg		240	mg
Iodine	90	μg	150	μg		150	μg

1. 「日本人の食事摂取基準(2005年版)」の策定に伴う食品衛生法施行規則の一部改正等について(平成17年7月1日食安発第0701006号)

グレー色付き部分: 栄養機能食品として表示が許可されている栄養成分

2. Guidelines on Nutrition Labelling (CAC/GL2-1985)

3. ALINORM 10/33/26 APPENDIX IV

表3 我が国とCodex規格のNRVsに関する比較(続き)

栄養成分名	日本(2005年7月1日) <sup>1</sup>		現在のCodex NRVs <sup>2</sup>		Codex NRVs 案 (2009年11月) <sup>3</sup>		
	数値	単位	数値	単位	Bioavailability (%)	数値	単位
Iron	7.5	mg	14	mg	15	14.3	mg
					12	18.0	mg
					10	21.6	mg
Zinc	7.0	mg	15	mg	5	43.1	mg
					High	3.6	mg
					Moderate	6.0	mg
Selenium	23	μg			Low	11.9	mg
Phosphorus	1000	mg				30	μg
Chloride <sup>4</sup>	-					700	mg
Copper	0.6	mg				2.3	g
Fluoride <sup>4</sup>	-					900	μg
Manganese	3.5	mg				3.5	mg
Chromium	30	μg				2.1	mg
Molybdenum	17	μg				30	ug
Potassium	1800	mg				45	μg
Sodium	3500	mg				-	

1. 「日本人の食事摂取基準(2005年版)」の策定に伴う食品衛生法施行規則の一部改正等について(平成17年7月1日食安発案0701006号)

グレー色付き部分: 栄養機能食品として表示が許可されている栄養成分

2. Guidelines on Nutrition Labelling (CAC/GL2-1985)

3. ALINORM 10/33/26 APPENDIX IV

4. 塩素とフッ素については、日本人の食事摂取基準 2005年版では策定されていない

厚生労働研究費補助金（食の安心・安全確保研究事業）  
研究成果報告書

食品輸出入・認証部会における検討経過に関する報告

研究分担者 高谷幸 社団法人日本食品衛生協会 常務理事

研究要旨

食品輸出入・認証部会における検討経過について検討しているが本年度の会議が月 1 日～3 月 5 日 サーファーズパラダイス（オーストラリア）開催のため次年度その経緯と主に報告予定

A. 研究目的

CCFICS における論議を時間軸に沿って検討し、今後の日本の対応の方向性を検討する

B. 研究方法

CCFICS の介護録の検討とともに会議に参加しその経緯を明確にする

C. 研究結果

本年度の会議の結果を踏まえて検討のため  
(事務的な問題で報告書の締め切りが 2010 年 3 月 2 日のため)

D. 考察

本年度の会議をふまえて検討予定

E. 結論

F. 健康危機情報

無し

G. 研究発表

未定

H. 知的財産の出願・登録状況

無し

E. 結論

今後も CODEX の情報収集とともに日本の対応について支援をする必要があると考えられた。

F. 健康危機情報

無し

G. 研究発表

公衆衛生学会を予定

H. 知的財産の出願・登録状況

無し



